

第2回 飯島町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会 次第

日時：令和7年4月25日（金）13時30分

場所：飯島町役場2階 防災集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要 【資料1】

(2) 立地適正化計画の概要・前提条件の整理、課題の整理 【以下資料2】

(3) まちづくりの方針、目指すべき都市の骨格構造

(4) 都市機能誘導区域・居住誘導区域

4 その他

5 閉会

【次回予定：令和7年6月】

飯島町都市計画マスタープラン及び飯島町立地適正化計画策定委員会 名簿

任期：委嘱の日～令和8年3月31日

令和7年4月1日現在

区 分	部 門	団体名等	氏 名
学識経験者	都市計画	信州大学工学部 水環境・土木工学科 助教	森本 瑛士
公募町民	町民	公募町民	五十鈴川 明
関係団体	区長	飯島町四区連絡協議会	久保田 英一
関係団体	医療機関	町内医師・歯科医師・薬剤師	野々村 邦夫
関係団体	福祉団体	飯島町社会福祉協議会 事務局次長	酒井 武志
関係団体	教育機関	飯島町教育委員会 教育委員	竹内 榮一
関係団体	公共交通	地域循環バス運行事業者 セブン自動車有限会社	熊谷 良一
関係団体	子育て支援		(推薦依頼中)
関係団体	農業施策	飯島町農業経営者会議 会長	北澤 恒男
関係団体	経済施策	飯島町商工会 会長	野村 肇
関係団体	建築施策	長野県建築士会上伊那支部 監事・顧問	小林 義美
関係団体	不動産施策	伊南不動産組合 飯島地区担当	下平 和宏
行政機関	長野県	伊那建設事務所 所長	川上 学

事 務 局	建設水道課長	片桐 雅之
	建設水道課 都市計画係長	宮下 純哉
	建設水道課 都市計画係 主査	竹沢 歩
	建設水道課 都市計画係 主査	三輪 翼

○計画策定業務委託先

技建開発 株式会社	都市デザイン室 室長	松澤 等
	都市デザイン室 室長補佐	森 さおり
	都市デザイン室	齊藤 凌

○飯島町都市計画マスタープラン及び飯島町立地適正化計画策定委員会要綱

令和5年11月21日

告示第74号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)及び都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画の策定に当たり、広く町民から意見を聴取するため、飯島町都市計画マスタープラン及び飯島町立地適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、飯島町都市計画マスタープラン及び飯島町立地適正化計画の案について、意見を述べ、又は提言を行うこととする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者
- (3) 都市計画に関係する団体の者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設水道課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。